

山鹿版G○T○トラベル2021業務委託 基本仕様書

1 委託業務名

山鹿版G○T○トラベル2021業務委託

2 委託の目的

長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響が地域社会の至るところに及ぶ中、外出自粛や県をまたいだ移動の制限などにより、宿泊業などの観光産業分野の売上は依然低水準で推移している状況である。

そのため、熊本県においては、「くまもと再発見の旅キャンペーン」を実施し、県内の宿泊客の獲得に努めているが、新型コロナウイルス感染者の高止まり等によりキャンペーンを中断するなど、思うような成果が得られていない状況である。

今後、国による「G○T○トラベル事業」が開始されるまでの過渡期、またその後のG○T○トラベル事業と連動した山鹿独自の事業を展開することで、より多くの宿泊客や日帰り客に山鹿を訪れていただき、地域経済全体の回復につなげていく。

3 委託業務の内容

誘客の促進・強化を図るため、市と協議を行いながら以下の(1)～(6)の業務を実施することとする。

(1) 旅館・ホテルへの宿泊料の助成・調整業務

市独自のインパクトのある宿泊料の助成法等の提案を行う。その提案をもとに、市との協議により宿泊料の助成方法及び精算方法を決定し、各施設に対して実績額に応じた助成額の支払手続を行う。

(2) 周遊性の向上、リピーター獲得業務

- ① 周遊性を高めるために必要となる取組み
- ② リピーター獲得に必要となる取組みや、(1)により決定した助成方法を実行するにあたり、必要となる物品等の購入など

(3) 若年層・ファミリー層の誘客促進につながる非接触型イベント業務

- ① 日帰り・宿泊客どちらも楽しめる誘客イベントを実施する。
- ② 感染拡大状況を見ながらイベント内容、時期、回数等を決定する。

(4) プロモーション等支援業務

山鹿市のPRや観光事業者の支援等につながる事項がある場合は、市と協議のうえ、実施することとする。

(5) 専用WEBページ作成業務

- ① 事業の内容を分かりやすくかつ魅力的に伝える専用WEBページを、山鹿市観光ホームページ「山鹿探訪なび」内に作成する。
- ② ①の作業については、現在HPの維持管理を委託している業者と十分打ち

合わせを行った上で費用の積算を行うこと。

- ③ 令和2年度に作成したキャンペーンページ等を極力利用して、日付等の軽微な変更で対応するなど、ページ作成費用等をなるべく抑えるものとする。見積もりの際は作成した業者への2次利用等の確認も十分に行うこと。

(6) その他

①実施体制

事業の実施にあたっては、業務実施責任者を配置し、市及び関係者との連絡調整を迅速に行える体制を整えること。

②経費の執行

実施計画を元に、経費の執行については、費用対効果を十分考慮し行うこと。

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月18日（金）まで

5 契約上限額

20,000,000円

(上記金額には、業務において発生する交通費・事務費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案にあたっての目安(上限)となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、上記の金額と必ずしも一致しない。)

6 成果品

業務委託完了にあたっては、成果報告書を提出すること(形式は別途指定)。

7 著作権等

- ・本業務において作成するすべての資料及び電子データについて、第三者(山鹿市及び受託業者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- ・受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・委託業務により作成した成果物の著作権及び新たに撮影した画像の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、山鹿市に帰属する。
- ・使用する映像(写真を含む。)の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないような措置をとること。
- ・山鹿市による成果品の複製及び二次利用については、無償とする。
- ・本委託による成果品は、山鹿市の実施事業等のため、別途、第三者との契約による複製利用等ができるものとする。

8 留意事項等

- ・事業の実施にあたっては、山鹿市と十分協議の上実施すること。

- 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 業務を実施する上で必要な資料・画像等は、原則取材・撮影等により受託者において入手するものとし、それらに係る一切の費用（使用料、出演料、謝礼等含む。）は受託者の負担とする。ただし、山鹿市において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与又は提供する。貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については山鹿市の指示に従うこと。
- 本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めた上で、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- 受託者は、業務の実施状況について、随時報告を行うこと。
- 事業の実施に当たって、関係する法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、山鹿市と協議すること。